

平成27年度第1回福島県市町村国保広域化等連携会議
発言要旨

日時 H27.11.9（月）13:30～15:00
場所 杉妻会館 4階 牡丹

1 開会

2 保健福祉部長挨拶

- ・日頃より国民健康保険の適正な事業運営にご尽力いただき、感謝申し上げます。
- ・本年、国民健康保険法が改正され、平成30年度から県が財政運営の責任主体になるとともに、国保運営の中心的役割を担うこととなり、制度構築以来の大幅な見直しがなされてきた。
- ・県としては、円滑な制度移行を図りつつ、今回この会議を起ち上げた。
- ・今後はこの場で、国保運営方針の策定及び県が市町村ごとに決定する、国保事業費納付金の算定方法など、様々な事項の協議・調整を行っていかうと思う。
- ・本日は県と市町村の協議のスタートなので、ご出席の皆様には、県民にとって、より良い改革となるよう、短時間の中で集中して活発なご議論をお願いしたいと思う。

3 議題等

- ・福島県保健福祉部長が座長を務め、議事進行。

(1) 説明事項

① 国民健康保険制度改革について

- ・事務局から資料1により説明。

(座長)

- ・今の説明について、質問等はないか。

<特に発言なし>

② 県と市町村との今後の協議の進め方について

- ・事務局から資料2により説明。

(座長)

- ・ただ今の説明について、質問等はないか。

(白河市)

- ・10月12日付けの国保実務の中で、都道府県と市町村の協議の場の設置について、2県のケースを厚生労働省の会議の中で参考例として示した、と書いてあるが、参考までに何処のケースか分かれば教えて欲しい。

(事務局)

- ・確かに厚生労働省で示したものは承知しているが、今回この協議は、広域化のための連携会議の一環として位置づけ、それを拡充したものと考えたもの。

(福島市)

- ・資料1の1ページ目に、連携会議のフロー図があるが、その中で、財政運営の県移管に係る県と市町村の協議の場というものを上記に加える連携会議の中で揉む、ということになるが、その矢印をみると、その下にワーキンググループが入って、方向付けをし、全市町村への意見照会として、主管課長会議に報告するという流れになっていると思うが、ワーキンググループである程度考えられることを、いきなり連携会議で方向付けするという事か。
- ・例えば、全市町村への意見照会、主管課長への報告のワンクッションを、ワーキンググループから連携会議の前に、一旦、全市町村へ意見照会をして、その後に連携会議で方向付けをする形の方が良いのではないか。

(事務局)

- ・今回、ワーキンググループの市町村数を12から20とし、全体の3分の1の市町村に参加して頂く拡充を図ったところ。
- ・もう一方で、連携会議の仕組みについてだが、連携会議で、議論されたものについては、これまで全市町村へ意見照会し、県で支援化方針を策定してきたところ。
- ・今回、多岐にわたる協議事項があり、どういう流れになるか不透明な部分もあるが、多くの市町村に議論していただき、それを踏まえて連携会議に上げる、という方向で、ある程度方向性が出た段階で各市町村に共有、という流れで考えている。
- ・内容によっては、予め市町村の意見を聞いた方がよいものも出てくることもあるかと思うので、その辺りは、連携会議、ワーキンググループ等で十分議論したい。

(座長)

- ・本日の連携会議には、市が6つ、町村が6つ、ということで、ある一定の代表性をもって連携会議を構成し、それと補い合う形でワーキンググループも設定していると思うが、その辺で何か補足があれば、併せて教えてほしい。

(事務局)

- ・ 連携会議は、県の市長会、町村会の推薦を受け、12市町村に集まって頂いているところ。
- ・ 今回、福島県国民健康保険団体連合会の各地区部会から推薦があった8市町村を加えた20市町村で十分な議論をしていきたい、と考えている。

(座長)

- ・ 福島市からの提案は、やり方として考えられるかもしれないが、このような形では初めてだが、この会議は今までも広域化のためのベースとなる打合せをやっていた流れがあるようだ。
- ・ 町村会、市長会はじめ、国保連も含め、地域代表のようなことも検討の上、このような場に集まって頂く、ということで会議の流れはこれでやってみる。
- ・ 事務局からもあったとおり、内容にも依るが、納付金の話や国保税標準税率の算定の話等が出ているので、その案件に依り、慎重かつ十分な議論が必要な場面も出てくると思う。
- ・ 必ずしも連携会議だけやるということではなく、今の趣旨を踏まえ、全市町村照会なり、課長会議で全市町村集まった場で決を採るということも有り得る。
- ・ ただ、全市町村を集めると、議論するという形の会議には、なかなか成りにくいので、そこは兼ね合い、配慮し進めさせていただく。

(郡山市)

- ・ ワーキンググループの下に、保険給付、賦課徴収、資格管理等の部会を置くのか。
- ・ 今回の制度改革では、抜本的には市町村の事務は変わらないということだが、我々が最も不安としているのは、本当に変わらないのか、何か影響が出ないか、というところで、それによっては条例や規則が変わることも有り得るので、ワーキンググループでは現在の事務を一個一個洗い出した上で、そういった課題を浮き彫りにするような作業を行うことができるのか。

(事務局)

- ・ 部会については、資料ではワーキンググループのみにしているが、検討事項、協議事項が多岐にわたるため、部会を設けるという考えもある。表記上はワーキンググループだけだが、決して部会を設けないということではなく、部会を視野に入れながら今後進めていきたい。
- ・ 制度改革における市町村事務の在り方については、十分に留意している。今後、連携会議及びワーキンググループで十分議論していく形になるかと思う。

(座長)

- ・郡山市から出た部会などを設けて、ということについては、今後ワーキンググループ開催時にご意見を承りながらやっていきたいと思う。
- ・市町村にとっての事務、或いは実務が今までと変わるのか、ということについては、まさに今後、効率化含め標準化、統一化のような観点で、様々に苦慮することになると思うので、今後のスケジュールのところでも、また、お話が出るかと思うが、そのとおりの課題だと思う。

(2) 議題

① 今後のスケジュール等について

- ・事務局から資料3により説明

(座長)

- ・資料3のスケジュールについて、質問、意見はあるか。

(白河市)

- ・新国保の詳細については、厚労省の方針で1月を目安に、ということになっているが、この辺のスケジュールは、国の方針については、この資料3のとおりか。

(事務局)

- ・国の方針は資料のとおりだが、前倒ししてなるべくやっていきたい、というような発言があるのは聞いている。ただ、資料上は国のワーキンググループの資料のとおりとしたので、このようになった。また、前倒しして、いろいろなものが出てきた段階で、市町村の業務のこと、或いはその他のことなど、重要な議論については、ワーキンググループや連携会議で議論していくことを、否定するものではない。

(座長)

- ・白河市からあったように、県としても、様々な課題が山積みで、早めに示すものを示していただき、議論の時間を本来なら十分に、十二分にとって、やっていくべきことだと思っていて、知事会からも県からも、再三にわたり、早めに、ということはある。今後、折に触れて、県のレク、市長会、町村会、或いは個別の接触機会があれば、お互いに補足し、少しでも早く、そして、我々の方で準備時間をなるべく多くとれるようやっていきたいと思う。

(会津若松市)

- ・白河市からもあったが、1月に納付金や標準税率の考え方について国から示されるということだったが、国から示されたものが、ほぼ全国一律で採用されるのか、或

いは例えば、都道府県毎にワーキンググループ等会議をやりながら、多少、県単位で色が付くのか。

(事務局)

- ・まだ、具体的なものが出ていない。国で示すのは、基本的な枠組みになるのだと思う。その枠組みが出た段階で、医療費水準、所得水準に応じ、必要なものに按分をかけていくことになると思う。按分のしかたや医療費水準の捉え方については、県と市町村で議論していく中身だと思っている。そこで今回、連携会議でも、議題の大きな柱の一つに国保事業費納付金の算定方法を据えている。

(会津若松市)

- ・再度確認だが、1月下旬のワーキンググループは、国から方針が出て、それを踏まえて会議の打合せをしていく、ということによいか。

(事務局)

- ・2回目のワーキンググループでは、市町村事務の標準化というところを中心に議論しつつ、納付金のシステムについて明らかにされれば、ワーキンググループでも、何かしらの議論をする必要はあると思っている。

(事務局)

- ・補足する。適宜、国から情報があれば、速やかに全市町村と協議していきたいと思う。その上で、今のところは国で1月と言っているが、それ自体少し怪しいところもあるので、ワーキンググループはワーキンググループとし、県の中のスケジュールとし、決めたものについては、ワーキンググループと連携会議を繰り返す。新しい情報が入り、それについての不安や対応方針というものについても、ワーキンググループ及び連携会議の議題にして付け加える、ということで柔軟にすすめたいと考えている。

(白河市)

- ・各市町村で税率を決めているが、国が示したもので、税率が示され、“見える化”と言っているわけだが、安くなれば良いのだが、市町村で決めているものより高い水準が示されるのではないかと、ということが一番心配だ。これについては、市町村でいろいろと考えなければならぬので、早めに分かればよい。

(座長)

- ・県としても、重々承知しているところ。それだけに、早く、十分に準備時間を、ということだが、仮にそれが、国で示すのがやや遅れていても、ワーキンググループ

はそれなりに開催し、事務の標準化などもあるので、なるべく準備をして、重い課題についても、それなりに議論できるようになれば、もちろん最優先に、そちらに取りかかりたい、ということで進めさせて頂きたいと思う。

② その他

(座長)

- ・資料はざっと説明したとおりだが、本日は県と市町村の協議がスタートするという、折角の機会なので、今までの質問、意見とは全く別に、全市町村及び国保連から、発言を頂きたいと考えている。なお、事務局、県側からも、全ての発言が終わった後に、コメントしたいと思う。
- ・福島市から順番に1～2分を目安にお願いしたい。

(福島市)

- ・先だって、国の課長補佐と会う機会があった。
- ・その場で、関西圏の市の課長が、保険料率が県内であまり差がない県があり、そこは、均一の保険料にしてもよいか、という動きをしている、と言っていた。
- ・その場合も、標準保険料率は示すのかという質問を国にしたら、国の課長補佐からは「示す」という回答が示された。
- ・そうすると、標準保険料率が示された上で、それが保険者の規模、医療保険、医療費水準により、微妙に違うところが均一の保険料で示されると、議会対応等が大変ということで、均一保険料を目指せば、標準保険料率を示さなくてよい方法はないか、というような質問をした課長がいた。結果としては、そこは多分、均一保険料にはならないだろうと言っていた。
- ・本県の場合、浜通りのこともあり難しいだろうし、先が見えず、道程が遠いと思うが、その辺で国のガイドラインが示された後に県としては、どの位、細分化した保険料率の準備をするのか、ということには非常に興味があるし、市町村の理解を担保する上でも、非常に微妙なところなので、その辺も含めて議論頂ければと思う。

(郡山市)

- ・資料にあるように、質問を3つ、意見を1つ挙げた。
- ・1つ目は、市町村が一番関心があるであろう納付金と標準保険料率について、市町村は本算定ということで、直近の申告状況等を反映させ6月議会で税率を決めるという作業があるので、そことの兼ね合いで提示時期はいつごろか、ということ。
- ・2つ目は、関連して、医療水準、所得水準により納付金が決まるということは、所得水準の伸縮により、従来の応能、応益の50:50というバランスが崩れることも想定されるがどうか、ということ。

- ・3つ目は、一部の市町村で実施されている地方単独事業による独自給付については、どのような取扱いになるのか、ということ。
- ・意見としては、今回の国保制度の改革の目的は、県が財政運営の責任主体になることで、財政的な安定化を図るということが一つ。もう一つは、都道府県が実際の中心的な役割を担うことで、市町村が担う事業を効率化、標準化するという目的。そういった意味で、市町村でやっているレセプト点検業務についても、スケールメリットを活かし、集約、一本化するのはいかがか。

(白河市)

- ・事務的なことで、予算源、条例改正については議会对策のため早めをお願いしたい。
- ・今年の4月から本算定で資産割を廃止して、保険料を1万円安くした。このことについては、非常に気を遣っている部分で、今回、安くしたにも関わらず、標準税システムで示された部分で、また上げることになるのか、ということが心配なので、そういうことに対して早めに対策したいため。

(会津若松市)

- ・本市の税率は県内でも比較的低いので、今回の統一化で上がることになるだろう。税率決定においては、国保運営にかかる審議会の諮問答申を踏まえつつ、庁内での議論などもしていくことも多分想定されるので、今現在、県からは、標準税率は29年度なるべく早いうちに、ということを示されているが、できるだけ早めをお願いしたい。
- ・全ての市町村で、手続きがいろいろとあるので、なるべく早く全体的に決めてほしい。

(いわき市)

- ・今日、会議の中で詳細なところが示されるのかと期待していたが、なかなかこの部分は難しいと実感した。
- ・いわき市では、昨年度から資産割を撤廃し、浜通りはあまりよい話題ではないが、除染等で一応経済的には良い状況があり、それを反映し今年度は、国保税を引き下げた。
- ・なぜそのようにしてきたかという、標準保険料率が示されるということだが、私個人としては、この機会に、色々問題はあると思うが、税を統一していくべきと思っている。
- ・いきなりは難しいと言うことは明白で、標準保険料率に合わせる市町村の努力もあるだろうと思うので、何年か様子を見て、どうしてもここは無理だということもあるかと思うので、調整を図って、最終的には統一していくべきではないかという

検討を是非してほしい。

- ・今回の資料を見ると、それほど変わらないと思う。県が財政運営に責任をもつことで複雑になるな、という印象を受けた。折角の制度改革なのに、複雑になって、皆苦労するというのではどうかと思う。
- ・統一化することで、各市町村にメリットが感じられないと、やる気が出ないと思う。
- ・事務の共同処理や、点検等をできる限り統一した処理方法で行うことでの効率化を、それに伴う多少の事務処理が出るとは思いますが、進めていくべき。
- ・これから各種、補助金や国庫支出金も、税を統一すれば、県の事務として、ある程度統一して、それぞれ市町村の分担を示した内訳資料のようなもので効率化を図れるか、メリットが出てくるか、というところ。
- ・それに伴う多少の費用負担は、それぞれ市町村では、それはしょうがないと思っているので、そういった方向で是非検討してほしい。

(相馬市)

- ・資料には簡単に、広域化に伴い、県、市町村の事務の効率化が図られるように、県でリーダーシップをとってほしいと思っている。
- ・今回の、国の広域化を進める事業の中では、中小の市町村が大きな市町村と一緒にすることで何かメリットがあるのでは、と期待している。
- ・資料の中で、県と市町村の役割分担については、しっかり書かれていたが、保健事業、保険税の徴収については、これまでどおり市町村の事務だと明確に書かれているが、この部分については、先ほどからあるように、レセプト点検等について、各市町村でやる部分については、大きな市だと、ある程度料金設定も低く抑えられるかと思う。件数が少ないと、単価が高いということもあるので、効率化、広域化によって、メリットを是非見いだして頂きたいと思っている。

(大玉村)

- ・30年度の広域化を行うにあたり、事前の準備やそれに伴う予算については、早めに示して頂きたい。
- ・広域化になってからの予算に伴うものや内容に関するものは、早めに示して頂きたい。

(鏡石町)

- ・広域化等支援方針に則り、今年度から資産割を廃止し3方式にした。思ったようなトラブルもなくスムーズに移行できたと思っている。
- ・今回の広域化の中では、納付金の主な在り方ということで、被保険者3,700余りの鏡石町は、小さな自治体としては、県一本になることで、一つのスケールメリ

ットが出て、納付金も負担増にならないまでも現状ぐらいならばいいかなと思って
いる。

- ・どのようにするかというところの先が見えず、ワーキンググループの中でも、県一本化という話が先走っている気がしてならない。
- ・大きな保険者になることでのスケールメリット、事務のメリットもあると思うが、ワーキンググループの事務担当者から言わせると少し複雑になってくる。逆に、分からない部分があるというような状況になると、今後の事務を進める中ではいかなものかなと思っていて、広域連合のような形で一つになってくるのかというような話も聞こえてきている。
- ・一つになることでの事務の繁雑さ、分かり易さを追求していかないと、被保険者に負担金を頂くにしても、規模が大きくなって、益々負担が増えたということであれば、何のためにやったか分からない。
- ・効率的に、先に見えるような形で、二度手間にならないような事務手続きになるようお願いしたい。

(只見町)

- ・事務負担等が軽減されるように、効率化ということが最優先になるような形で、検討されていかないといけないと考えている。
- ・各市町村で法定外繰入や基金を入れての税率等もあるかと思うが、その辺の整合性をどのように図っていくのか、ということも課題があると思う。
- ・法定給付割合等の問題もあるかと思うので、その辺りも今後、ワーキンググループ等で検討頂ければと考えている。

(西会津町)

- ・広域化によるメリットが見えるようにしてほしい。広域化によって、小さい町村だと、財政の安定化という部分では大変ありがたい。しかし、広域化のために、事務処理が複雑になるようなことがないように、医療給付や標準システム等について、広域化がうまくいくことによる事務の効率化について、しっかり進めてほしい。

(矢吹町)

- ・1つ目が、職員の派遣の関係だが、県の体制が決まらないと回答は無理だと思うが、実際に職員の派遣が出てくるかどうかということ。
- ・2つ目が、システム導入にあたっての費用負担についてだが、国や県等の補助金のようなものがあるのかどうかということ。
- ・3つ目が、様々な業務について、前倒しで、県から指示等をお願いしたいと思っていること。

(大熊町)

- ・大熊町の現状と、国保担当者としての要望を述べたいと思う。
- ・統一化されて、市町村として明確な割り当てがはっきり見えないということがあると思う。また、今までとあまり差がないように思うので、何のために統一化するのかということも見えない。
- ・大熊町としては、国の法律改正に伴って、何らかの形で統一化が図られると思うので、それには従ってやっていきたいと思っている。
- ・今までの国の決め方は、決定通知などが少し遅い状況が見られるので、なるべく早くそういうものが固まれば、県でまとめて制度改正の手続きをとって頂きたい。
- ・今現在、震災で被害を受けた市町村について、保険料がほぼ減免される取扱いになっているので、いきなり国保に入っている方々の負担が増えるのではと懸念される方もいるので、その辺のところを被災した市町村のことも少し考えてほしい。
- ・震災後、被保険者等の人数が倍になっていて、予算も伴って倍近く伸びているというようなこともあり、特別会計で、国や県、県内の市町村の理解、協力を得て、なんとかやっているが、これもいつまでも続くのかと心配しているので、その辺も配慮して頂けるとありがたい。

(福島県国民健康保険団体連合会)

- ・保険者の目的達成のために設立された団体であるので、30年に向けては、連携を図りながら取組を推進していきたいと思っている。
- ・審査支払業務に関しては、今、一番大切なのは、審査の統一化や基準の統一化で、これは、支払基金とずっとやっていることではあるが、県が財政責任を担うにあたっては、市町村のレセプト点検の基準がばらばらだと駄目なのかな、ということもあるので、それらについては今後、協議していきたい。
- ・医療費適正化の、最重要なものに、第三者求償事務がある。ほとんどの保険者が、連合会に委託して頂いているが、連合会からの新たな提案として、民間損保協会と契約を結び、傷病届の支援をしていくことで、交通事故案件の取り出しが強化され、医療費適正化に役立つのではないかと感じているので、協議の場でも、それらの話題を入れて頂ければありがたい。
- ・システムについては、今回提供される標準システムは、国保中央会が開発しているので、県とも相談しながら、得られた情報は、どんどん発信するような体制をとっていきたいと思っている。
- ・28年からは、実際にいろいろなことが動き、たった2年で大変タイトだとの感想があるので、これらも相談しながらいろいろと提供したいと思っている。
- ・運営方針の中で、保険者の現状把握という部分があったと思うが、数字的なことは連合会である程度出せるが、個々の市町村の事情までは把握しきれないので、そう

いう事情も協議の中でやって頂ければより実態が判明するかと思う。

- ・ 連合会として最大限の役割を果たしていきたいと思う。

(座長)

- ・ 貴重なご意見、ご質問を頂きましたが、この中で、事務局からコメントできる部分はあるか。

(事務局)

- ・ 質問を頂いた、当日配布の横長の資料の黒まるの部分について、発言をさせて頂く。
- ・ 県から市町村に提示する国保事業費納付金や標準保険料率などについて、提示時期をいつごろと考えているのかについては、先ほど発言があったが、具体的なところが示されていない状況において、提示時期というものを示すのは難しい。ただ、その方向性が出た段階においては、複雑な仕組みになると思うので、ワーキンググループ等で、市町村の担当者と情報共有を図っていきたいと考えている。
- ・ 国保事業費納付金について、「所得水準に応じた按分額」が市町村の所得水準によって伸縮した場合、市町村によっては応能割、応益割のバランスが崩れることが想定されるが問題ないかということだが、こちらも、まだ試算に入っていないので何とも言えないが、その試算が出た段階においては、市町村でも心配かと思うので、十分協議調整が必要であると考えている。
- ・ 市町村間で異なる給付制度については、ワーキンググループで十分議論した上で、当会議でその取扱いの方向性について議論して頂くような形になると思う。
- ・ 保険者努力支援制度については、資料3のとおり、今のところ年度末に向けて明らかにされる見込である。機会を捉えて情報提供をしていきたいと考えている。
- ・ 新たな電算システムへの移行については、現時点で、メリット、デメリットについて整理されているものはないが、市町村にとって判断する上で重要なものである、と思われるので、システムを手がけている連合会と十分相談しながら対応を検討していきたいと思っている。
- ・ 市町村から県への職員の派遣はあるのか、については、ワーキンググループ、連携会議で、広域化、効率化に係る十分な議論を踏まえ、その対応は検討されていくと考えている。
- ・ 新制度に対応したシステムの導入をする際、導入にかかった費用は市町村が負担するのか、については、国の概算要求では、当該金額が計上されているところは確認しているが、予算編成中のことなので具体的な内容までは把握していない。情報収集に努め、情報提供をしていきたいと考えている。
- ・ 現段階で、市町村が新規に行わなければならない業務はあるのか、については、連携会議における県と市町村との協議を踏まえ、市町村には、対応をして頂く部分が、

今後出てくると思っている。ただ、現時点では想定していないが、厚労省から9月30日付けで出た事務連絡、「国民健康保険改革に係る27年度の主な進め方について」という文書が参考になるかと思う。

(座長)

- ・国民健康保険課長から、総括して発言をお願いします。

(国民健康保険課長)

- ・いただいた意見、要望については、十分に留意し、今回の改革が県、市町村そして被保険者にとってより良いものとなるように、今後、県と市町村との協議を進めていきたいと考えている。
- ・平成30年度の実施まで2年数ヶ月という、県にとっても、市町村にとっても、非常にタイトなスケジュールになっているので、今後とも、ご協力をお願いしたい。

(座長)

- ・この改革を進めていくと、保険料率の話にしても、最終的には県がこのように決めたという形で、県自身にはもちろん説明責任があるので、矢面に立つことになる。意見の多くの中に、住民或いは自治体に対する説明ということがたくさん出てきたが、県も当事者として、そのような気持ちで取り組んでいきたいと思う。
- ・用意した議題は取りあえず、以上だが、最後に何かあれば。

(白河市)

- ・直接に今回の会議に関係はないが、暴力団の資金源ということで、療養費について、非常に問題になっている。国保の審査が一番甘いという話もあるが、国保連合会では、何か今のところ、国或いは中央会から、その辺の取扱いについて、こうしたらいいだろうというようなことはないか。

(福島県国民健康保険団体連合会)

- ・今のところ特に、国、中央会からの指示はない。
- ・療養費或いは柔道整復療養費に関してだが、一部不支給、不支給という決定を連合会の柔道整復の委員会として、支給主体である該当の市町村に、これについては、そのとおり決定するよということ、内々をお願いをしている。
- ・或いは、小さなことだが適正化はやっている。その後、問題団体からは、そのような事例の請求はない。そういうことはやっている。

4 その他

(座長)

- ・他に何か、或いは事務局から連絡事項はあるか。

<特に発言なし>

(事務局)

- ・事務局からは特にはない。

(座長)

- ・本日の会議は以上であり議長の任を解かさせて頂く。

5 閉会

<以上>